

## 地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱実施要領

地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る入札参加停止の措置については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、以下のとおり実施する。

### 1 要綱第2条（定義）関係

「実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者」（第1号関係）の確認は、起訴状、当該業者からの聴取結果などに基づいて行う。

### 2 要綱第3条第1項関係

(1) 入札参加停止期間中の有資格業者に対し、別件により再度入札参加停止を行う場合の始期は、再度入札参加停止の措置を決定したときとする。この場合、入札参加停止の通知は別途行う。

(2) 入札参加停止期間中の有資格事業者が、埼玉県に対して入札参加資格の更新申請を行い再度有資格事業者となった場合は、既に受けている入札参加停止の期間を引き継ぐ。この場合、要綱第8条に規定する通知を改めて行うことはしない。

### 3 要綱第6条（入札参加停止期間の特例）第2項関係

(1) 有資格業者が、当初の入札参加停止の措置を受けた日より前に、別表各号に掲げる措置要件に該当する別の行為を行っていた場合、当該有資格業者に対して要綱第6条第2項（加重措置）は適用しない。

### 4 要綱別表第1関係

#### (1) 契約違反（第4号）関係

法人契約の履行に当たり契約に違反した場合とは、例として次のような場合をいう。

ア 事故が発生したにもかかわらず事故報告を行わなかったなど報告を怠った場合

イ 入札参加停止期間中の有資格業者を下請負人又は再委託先として使用した場合

#### (2) 公衆損害事故及び関係者事故（第5号から第6号まで）関係

次に該当する場合は、原則として、入札参加停止措置を行わない。

ア 公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等、作業員個人の責に帰すべき事由により生じたと認められる事故

イ 適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等、第三者の行為により生じたと認められる事故

(3) 法人契約における事故（第5号及び第6号）関係

ア 負傷事故において、安全管理の措置が不相当であると認められる場合とは、例として次のような場合をいう。

(ア) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合

(イ) 発注者の調査結果等により当該事故について請負人の責任が明白となった場合

(ウ) 当該契約の関係者が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

イ ア以外の負傷事故において、労働基準監督署から是正勧告があった場合は、要綱第12条の措置（警告）とする。

附 則

- 1 この要領は、本部医事・契約・訟務担当が所管する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。